



申8号

労働条件に関する協約の遵守を求める 申し入れを提出！

電気システムインテグレーションオフィスにおいて協約を逸脱していたことが判明！

JR東労組は、2019年5月14日に「賃金制度の改正について」提案を受け、議論を行ってきました。その中で旅費制度の改正については、連絡旅費の見直しを行い「宿泊料は13,000円を支給する」との内容で議事録確認を締結し、以降、同条件に関する協約第416条（宿泊料及び宿泊諸雑費）に基づき運用してきました。

しかし、東電総第281号（2021年9月10日）において、「宿泊料の実費精算について（連絡）」が発出されていたことが判明しました。この内容は、「これまで宿泊料については定額支給を行っていましたが、実費額が定額支給額を大幅に下回っている件数が多いこと、および昨今の経営状況に鑑み実費精算とします。」との理由で、「宿泊費は原則として「素泊まり 7,000円（税別）」までの現金立替とします。」とされています。

この東電総第281号（2021年9月10日）は、この間の労使議論を踏まえた労働条件に関する協約を逸脱するものであり、到底認められるものではありません。また、電SI総第221号（2022年11月28日）において、旅費の取扱いの一部改正について（連絡）により、「原則として「素泊まり13,000円（税込み）」までとする。近郊に当社系ホテルがある場合は13,000円以内に限り優先的に使用。」と依然として独自のルールで運用されていることに疑問を抱かざるを得ません。

したがって、一部機関において協約が逸脱されて運用されていることに対して、労使で真摯に向き合い、原因を究明し、安心して働ける職場と風通しの良い職場を構築するために申し入れ、議論を行っていきます！



1. 東電総第281号（2021年9月10日）において「宿泊料の実費精算について（連絡）」が発出された経緯・経過を明らかにすること。
2. 安心して働ける職場と風通しの良い職場を構築するため、労働条件に関する協約を遵守すること。

協約違反は認められません！ 現実を明らかにし組合員の利益を守るため議論しよう！